**個人情報ファイル簿**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個人情報ファイルの名称 | 風俗営業等管理ファイル | |
| 行政機関等の名称 | 群馬県警察本部長 | |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 生活安全部生活安全企画課 | |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 風俗営業又は特定遊興飲食店営業（以下「風俗営業等」という。）の許可その他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号、以下「風営法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。 | |
| 記録項目 | １許可上申等課及び警察署、２許可等年月日、３行政処分等の区分、４営業停止等の期間、５送致又は調査終了から処分までの日数、６営業の種別、７併設営業の停止処分の有無、８送致の有無、９法人・個人の別、１０違反態様等、１１許可番号、１２営業所の名称、１３営業所等の所在地、１４法人名、１５法人の所在地、１６代表者又は経営者の氏名、１７代表者又は経営者の性別、１８代表者又は経営者の生年月日、１９代表者又は経営者の本（国）籍、２０代表者又は経営者の住所、２１管理者等の氏名、２２管理者等の性別、２３管理者等の生年月日、２４管理者等の本（国）籍、２５管理者等の住所、２６役員の氏名、２７役員の性別、２８役員の生年月日、２９役員の本（国）籍、３０役員の住所、３１広告宣伝で使用する呼称、３２客の依頼を受ける方法、３３電気通信設備を識別するための電話番号又は記号、３４自動公衆送信装置設置者の氏名又は名称、３５自動公衆送信装置設置者の住所、３６電気通信設備の設置場所、３７会話の申込みをした者が１８歳以上であることを確認するための措置の内容、３８会話の申込みをした者が１８歳以上であることを確認するための措置として利用する識別番号等の付与者の名称、３９会話の申込みをした者が１８歳以上であることを確認するための措置として利用する識別番号等の付与者の代表者の氏名、４０許可管理番号、４１認定番号、４２開始届出番号、４３届出確認書等の書面の種別、４４届出確認書等の交付年月日、４５届出確認書等の交付番号、４６客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先、４７受付所・待機所の別、４８映像伝達用設備を識別するための電話番号等、４９行政処分番号 | |
| 記録範囲 | 風俗営業等の許可を受けた者（許可を取消された者の記録又は廃業届出を提出した者の記録については、取消し等された時点から１０年間保存される。）、特例風俗営業者又は特例特定遊興飲食店営業の認定を受けた者（認定を取消し等された者の記録については、取消し等された時点から１０年間保存される。）、性風俗関連特殊営業及び深夜酒類提供飲食店営業の開始届出を提出した者（廃業した者の記録については、廃業した時点から１０年間保存される。）並びに行政処分を受けた者(当該処分を受けた時点から１０年間保存される。) | |
| 記録情報の収集方法 | 申請者からの申請その他法令に基づき収集する | |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含む　　　含まない | |
| 記録情報の経常的提供先 | 有（　警察庁　）　　　　　　　　　　　無 | |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名　称）群馬県警察本部警務部広報広聴課 | |
| （所在地）〒３７１－８５７０  　　　　　群馬県前橋市大手町１－１－１ | |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | 風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者に係る１２、１４から１６まで、２０、２１、２５、２６及び３０の訂正は、風営法第９条第３項（同法第３１条の２３において準用する場合を含む。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和６０年国家公安委員会規則第１号、以下「規則」という。）第２０条第２項及び第３項並びに第８８条第２項及び第３項による。風営法第２７条第１項の届出書を提出した者に係る１２、１４から１６まで、２０、２１及び２５の訂正は、同条第２項及び規則第４２条第２項による。風営法第３１条の２第１項の届出書を提出した者に係る１３から１６まで、２０、３１、３２、４６及び４７の訂正は、同条第２項及び規則第５３条による。風営法第３１条の７第１項の届出書を提出した者に係る１３から１６まで、２０、３１、３３から３５まで及び４８の訂正は、同条第２項及び規則第５９条による。風営法第３１条の１２第１項の届出書を提出した者に係る１２、１４から１６まで、２０、２１、２５及び３３の訂正は、同条第２項及び規則第６４条による。風営法第３１条の１７第１項の届出書を提出した者に係る１３から１６まで、２０、３１及び３３の訂正は、同条第２項及び規則第７０条による。風営法第３３条第１項の届出書を提出した者に係る１２、１４から１６まで及び２０の訂正は、同条第２項及び規則第１０４条による。 | |
| 個人情報ファイルの種別 | 法第60条第２項第１号  　（電算処理ファイル） | 法第60条第２項第２号  （マニュアル処理ファイル） |
| 政令第21条第７項に該当するファイル  有　無 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 該当　　　非該当 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | （名　称）群馬県警察本部警務部広報広聴課  （所在地）〒３７１－８５７０  　　　　　群馬県前橋市大手町１－１－１ | |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 |  | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 |  | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 |  | |
| 備　　　考 |  | |